平成２１年（フ）第１１６１号
北九州市小倉南区朽網西４丁目22番３―503号
債務者　川上　晶代（旧姓阿納）
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１６４号
福岡県遠賀郡水巻町おかの台30番502号
債務者　洲﨑美由紀
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１８０号
北九州市小倉北区片野１丁目５番１号
債務者　上村　静子（旧姓三吉）
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１８１号
北九州市八幡西区藤田２丁目５番10―708号
債務者　末永　仁美
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第５７０号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目10番17号
債務者　田之上浩子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６５２号
鹿児島県鹿児島市下福元町6755番地
債務者　鳥丸　正彦
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６５４号
鹿児島県日置市東市来町伊作田1512番地２
債務者　永留タツ子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６６９号
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目６番４号
債務者　町田　正夫
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６７７号
鹿児島県鹿児島市永吉３丁目４番10号　オアシス永吉208、住民票上の住所佐賀県武雄市山内町大字宮野1585番地１
債務者　下平　浩一
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６８４号
鹿児島県鹿児島市田上３丁目18番７号中島コーポ105号
債務者　早稲田彬子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６８５号
鹿児島県鹿児島市薬師２丁目16番１号義久アパート101号
債務者　久保山　忍
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７３１号
鹿児島県鹿児島市谷山中央５丁目29番１号サンシャイン村崎Ⅱ203号
債務者　日髙　康史
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７３９号
鹿児島県鹿児島市武３丁目40番15号
債務者　鶴留　照美
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７４０号
鹿児島県鹿児島市武３丁目40番15号
債務者　鶴留タツヨ
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１７３号
鹿児島県垂水市田神157番地１
債務者　岩切　由佳
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第２８４号
北海道苫小牧市大成町２丁目６番５号　白樺ハイツ10号
債務者　岡田千登勢
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１４１３号
仙台市若林区上飯田字天神41番地の15
債務者　神保　友美
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４２７号
仙台市青葉区栗生１丁目２番地の４
債務者　廣田　　強
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係